

2019年1月7日

報道機関各位

住環境とリニアを考える田園調布住民の会
代表 三木 一彦
電話： 090-3095-1210
メール：kazuhiko-miki-0829@docomo.ne.jp

リニア新幹線工事に伴う

大深度地下使用の認可取消を求める審査請求

昨年の夏、すぐ近所の方から田園調布の地下を縦断してリニア新幹線の巨大トンネルが掘られる事を聞きました。寝耳に水の事で大変驚くと共に振動、騒音、地盤沈下、陥没、電磁波等に対する不安が頭をもたげました。

さらに疑問に感じたのは、この地に60年以上住んでいる私も家族もその様な計画を全く知らされる事が無かったのは何故かという事です。近隣住民や親戚等に聞いても殆どの方がご存知有りませんでした。

私は住民有志と共にJR東海に説明会開催を求める署名を提出することにしました。わずか3日で242筆もの署名が集まりました。如何に本事業が住民に知らされずに進行し、それに住民が不安を感じているかの証左と言えましょう。JR東海に署名を提出して1週間後に電話があり「大田区向けには既に5月に説明会を開催済みであり、もう説明会はやらない」との回答でした。担当の係長からの電話連絡であり、文書による回答を求めましたが頑として拒否されました。

大田区での説明会をなぜ殆どの住民が知らなかったのか？ 疑問はすぐに分かりました。JR東海のホームページ等による告知という一般の人々が目にする事の無い方法で「周知」されていたのです。では大田区の説明会に何人集まったのか、との問いには何故か「公表できませ

ん」との回答でした。

同日に大田区役所に問い合わせたら130人程度であったと教えてくれました。役所が即座に公開できる数字をなぜ私企業が企業秘密にしなければならなかったのか？ 多分、参加者が「周知」したと言うには少なすぎたからでしょう。大田区の人口は70万人以上ですから。

このあと、聞かれた事に誠実に答えようとしないうる**JR 東海**の異様とも思える隠蔽体質に直面することになりましたが、次に法律問題に触れたいと思います。

日本は私有財産を認める国家であり、憲法第29条にもその旨規定されています。地下40m以下には土地所有権は及ばず、企業が認可を受けさえすれば勝手に使って良いとはどこにも書かれていません。

この40mという深さは法律より下位にある政令（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令）に定められているものです。言うまでも有りませんが、政令とは立法府たる国会ではなく内閣が制定する命令です。

このような、憲法で国民に保障されている財産権を一内閣が簡単に侵害してしまう事は憲法軽視であると言わざるを得ません。

また、この政令に「公共的使用」と有りますがリニア新幹線が公共的なものである事の説明責任は一義的に**JR 東海**が負うものと思料されますが、上述の通り**JR 東海**は正しい意味での説明会から逃げ続けて来ました。

このような状況の中で昨年10月17日に国土交通大臣により唐突にリニア工事に伴う大深度地下使用の認可が下されてしまいました。

添付プレスリリースは田園調布住民だけではなく問題意識を共有する沿線各地の住民との共同プレスリリースです。

ご一読の上、記者会見にご出席頂ければ幸甚に存じます。

以 上